



Vol.124

# トクちゃん新聞

12月号

早くも忘年会やりました！

徳野会計事務所

〒530-0054  
大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階  
tel: 06-6809-2205  
fax: 06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)



## ◆ Starting Line

担当: 徳野



先日、家族で**コブクロのライブ**に行ってきました。知ってる曲は多いですし好きではあるんですが、ライブに行くのは初めて。どんなもんなんやろう？と期待もそこそこ、どっかかという、**帰りの食事を楽しみに出かけた感じ**でしたが・・・行ってよかった。

startinglineという曲の歌詞が二人の声に乗って、なんだか体に心に入り込んで来て、恥ずかしながら**ポロポロと涙が流れてしまうほど感動**しました。今まで何組かのアーティストのライブに行きましたが、泣くなんて初めてでした。まだまだ純粋な部分があるのか、単に歳をとって涙腺がゆるくなっているだけなのかよくわかりませんが・・・



## ◆ サンタさん

「**サンタさんへ 寒い中、ありがとうございます。ココア飲んでいてください**」息子が小さい頃書いたサンタへの手紙はこんな感じでした。それが早くも17歳。純粋な子供らしさがずいぶん減ったかな？娘もサンタへ手紙を書いてツリーにぶら下げていましたが諸事情ありまして、**プレゼントを母親が買っているという事実を知る**ことに。私に「父ちゃん、今日、サンタが誰かってわかってしまった」と報告してくれました。娘が**子供らしさの一つを手放した瞬間**です。成長を願いつつも子供らしさをいつまでも持って欲しい、と勝手なことを願っております。



## ◆ 年収800万円超のサラリーマンは増税

担当: 池田



平成30年度税制改正では、

1. 給与所得控除や公的年金等控除を縮小し、基礎控除を引き上げる方向で検討
2. 経済産業省が要望している**人材投資**を増加させた企業に対する減税措置
3. 事業承継税制の抜本的な見直し
4. ICTを用いた**納税手続**の簡素化 などが議論されています。



なかでも給与所得控除の縮小については、一律で10万円下げ**年収800万円を超える人は上限を設け、基礎控除を10万円引き上げる**ので年収800万円以下の会社員の税負担は変わらないのですが、**年収800万円を超える人は増税**となります。

給与所得控除の意味合いは「**サラリーマンとして仕事をするには年間この位の必要経費が掛かるだろう**」ということで、税金を計算する際、給与の収入金額からこの給与所得控除額を差し引いて税金を計算しています。ここ数年は年収1千万円以上の高所得者を中心に、給与所得控除額をジリジリと引き下げてきました。今回はさらに年収を800万円超まで下げたようです。



平成30年度与党税制改正大綱については12月14日前後に決定の予定です。

## ◆ 名義預金と認定されないために

担当: 北岡



**相続税の調査**があった場合に、相続財産として認定され**追徴課税**されるケースが多いのが**名義預金**です。

名義預金とは、「その名義が、**配偶者、子、孫**などとなっているが、その**原資が被相続人**であり、その**管理を被相続人がしている預貯金**」です。例えば、父が子の名義で積み立てた定期預金がそれにあたります。

税務当局はすべての金融機関に**照会可能**であるので見逃されるということもほぼありません。

他人名義での積立は**贈与**にあたりますので対策としては・・・

- ① **贈与契約書を作成**し、贈与した事実を残しておく。  
(但し、**年間110万円**を超える贈与は**贈与税の申告が必要**となります。)
- ② 贈与者は贈与した財産に**一切関与しない**。**印鑑やパスワード**は贈与者と**別のものを使用し、通帳やキャッシュカードも名義人が所有・管理し、名義人がいつでも使える状態**にして下さい。また、実際に**名義人が使用**して下さい。



ご不安な点がございましたら担当者までご相談下さい。

## ◆ 税務スケジュール(12月)

担当:北川



### 12月11日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

### 1月4日(木)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税《10月決算法人》
- ・法人税・消費税の予定申告・納税《4月決算法人》
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告《1月・4月・7月》
- ・11月分社会保険料の納付



### 12月25日(月)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)

※自治体により納期限が異なります。

念のために管轄の自治体へご確認ください。



確定申告の資料のご準備をお願いします。  
ご不明点がありましたら各担当へご連絡ください!

## ◆ 弥生会計 領収書のスキャンデータ取込

担当:岡村



弥生のおんしん保守サポートに加入していると、**スマート取引取込**の利用ができます。  
 その中にある「**スキャンデータ取込**」では、領収書のスキャンデータを弥生会計に連動させ、仕訳に変換することができます。  
 初めは勘定科目の登録が必要な場合がありますが、学習機能がありますので、処理をすればするほど賢くなっていきます。



- ① 領収書をスキャンする。(Jpeg、PDF等)
- ② スキャンしたデータをスマート取引取込で読み込む。
- ③ 読み込んだ内容(店名・金額・日付名)が正しいか確認する。  
また、摘要欄に詳細な内容を入力する。
- ④ 判断された勘定科目が正しいか確認する。  
勘定科目を変更する場合は最適な勘定科目を入力し、確定させる。
- ⑤ 確定させた内容を弥生会計で取り込む。



弥生の紹介ページがございますので、ご覧ください。簡単な動画もあります。

<https://marche.yayoi-kk.co.jp/product/2429/>



## ◆ 2018年1月から求人募集制度が変わります

担当:信貴



職業安定法の2018年改正に伴い、最低限明示しなければならない労働条件等に追加と変更がありますのでご紹介します。

### 【追加点】

- ①試用期間の有無、ある時はその期間
- ②募集者の氏名又は名称
- ③派遣労働者として雇用する場合はその旨

### 【変更点】

- ・**裁量労働制**(働いた時間ではなく、成果が重視される働き方)を採用している場合はその記載が必要です。
- ・**固定残業代**を採用している場合は以下のような記載が必要になりました。

- ①基本給 ××円(②の手当を除く額)
- ②□□手当(時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給)
- ③○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

この**固定残業**の記載は若者(35歳未満)の募集を行う際に必要でしたが、2018年1月からは全ての募集で必要になります。



更に新設された内容として、**当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない**というのがあります。**面接等の途中で労働条件に変更があった場合は、速やかに書面等で求職者にお知らせください。**

## ◆ スタッフより

担当:徳野久美



12月1日 ♪ 徳野会計事務所 平成29年忘年会♪ が開催されました。

### 1件目:焼肉付き ディナービュッフェ

お肉も美味しかったし、ビュッフェもgood。  
 お肉の煙でお店の火災警報器が鳴るといハプニングもありましたが、それも思い出になったかな!?

### 2件目:チーム対抗ゴルフ大会。 イエーイ♪

カラオケボックスの中にある室内ゴルフでチーム対抗戦。  
 ゴルフ初めての人も夢中になって面白かったです。  
 幹事の信貴さん・小笠原さんお疲れさまでした。  
 これから皆様も年末に向けお忙しくなられますね。  
 どうぞ、お体ご自愛くださいませ。

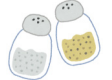
## ◆ 消費税クイズ

担当:小笠原



Q.1 料理の「さしせそ」。昔から日本の食卓に欠かせない調味料ですが、当時から戦前の間に課税されなかったものが1つだけあります。次のうちどれでしょう?

- ①「さ」砂糖 ②「し」塩 ③「す」酢 ④「せ」醤油 ⑤「そ」味噌



Q.2 砂糖は贅沢品とみなされ、平成元年まで課税されていました。砂糖には様々な種類がありますが、どのような区分で課税されていたでしょうか?

- ①色の違い ②製造方法の違い ③糖度の違い



Q.1 ⑤「そ」味噌  
当時の消費動向や、自家製造が主であり市場に流通しなかったなどの背景があり非課税とされていました。

Q.2 ①色の違い(色相別課税制度)  
最も税率が低いものが黒糖で、そこから白くなるほど税率が高くなります。